

審査基準

令和7年3月24日作成

法令名	大規模地震対策特別措置法施行規則
根拠条項	第6条の4第1項
処分の概要	標章及び証明書の再交付
原権者（委任先）	鳥取県知事、鳥取県公安委員会
法令の定め	大規模地震対策特別措置法施行規則第6条の4第2項
審査基準	判断基準は、法令の定めによる。
標準処理期間	14日
申請先	申出書は、標章及び証明書を交付した警察署の担当窓口に提出してください。
問い合わせ先	申出書を提出した警察署の担当窓口又は警察本部交通部交通企画課
備考	